

夫婦別姓OK

非嫡出差別撤廃

裁判を迅速化

民法・民事訴訟法改正を答申 法制審

今国会に法案提出

法制審議会(法相の諮問機関)は十六日の総会で民法と民事訴訟法の両改正要綱を決定し、長尾立字法相に答申した。民法改正は結婚や離婚に関する法規定を抜本的に見直すもので、結婚年齢を男女とも満十八歳にそろえ、継続して五年以上別居していれば離婚を認め、さらに夫婦が「同姓」または「別姓」のいずれかを選択できるようにする。同法の大改正は一九四七年以来だ。また、裁判手続の迅速化や最高裁の機能充実などの民事訴訟法の全面改正は約七十年ぶり。政府は両法改正案を今国会に提出する方針だが「夫婦別姓をめぐる」とは与野党の一部に根強い異論があり、国会審議では論議を呼び込んだ。(3面に関連記事)

改正要綱の骨子

- 民法
- 結婚年齢を男女ともに満十八歳に
 - 夫婦は同姓か「別姓」を選択できる
 - 五年以上の別居を離婚理由に認める
 - 嫡出子と非嫡出子の相続上の差別を撤廃
 - 女性の再婚禁止期間を百日間に短縮
- 民事訴訟法
- 三十万円以下の金銭トラブルは一回の審理で即日判決も可能に
 - 違法違反や重要事案を除き最高裁への上告を制限

民法改正の最大の焦点である「姓」に関しては①夫婦が「同じ姓を名乗るか」「別々の姓を名乗るか」を選べる②選択は婚姻届の際に行う③「夫婦別姓」を選択した場合、混乱を避けるために子供は全員、一方の親の姓に統一する④経過措置として現在、同姓の夫婦も改正法の施行から一年以内に届け出れば、別姓に変更できる。ようにしたのが大きなポイントだ。また、法律上、結婚が許される年齢を、現行の「男十八歳、女十六歳」を男女ともに十八歳に改めた。十八歳以上を成人とみなすのが世界的な傾向となつてくる。このほか、男女の結婚年齢に差を設けるのは「不平等だ」との考えによる。さらに、五年以上継続して別居していれば離婚できるようにする規定を設けたが、これは、現実には婚姻の形態が解消しているにもかかわらず、一方が離婚に同意しないために「法律上」の婚姻を解消できない、差別的な状態を解消できるようにするのが狙いだ。

このほか、離婚した女性に適用される「再婚禁止期間」を、現行の六か月(約百八十日間)から百日間に短縮した。さらに、法律上結婚している父母の間に生まれた「嫡出子」と、そうでない「非嫡出子」の相続上の差別を撤廃した。一方、民事訴訟法改正は裁判の迅速化を図るのが主な狙い。①三十万円以下の金銭トラブルについては、一回の審理で即日判決を出せる②訴訟当事者間の争点整理や証拠収集手続の充実③OA機器の積極活用などのほか、最高裁の負担を減らすために、違法違反や特別重要でない事案以外は簡単な手続で上告を却下できるようにした。